

一般社団法人日本クオリティオブライフ協会認定 終活診断士規約

第1条（終活診断士の目的）

終活診断士は、「終活」の認知度を高め、「終活」の実践者を増やし、またその取り組みに対して適切なアドバイスをすることを目的とする。

第2条（資格の認定）

一般社団法人日本クオリティオブライフ協会（以下「当協会」という。）は、当協会が行う所定の学習講座を修了し資格認定試験合格した者のうち、当協会が定める手続に則り終活診断士認定の申請をした者について、終活診断士の認定を行う。

第3条（認定の申請）

- 1 資格認定試験に合格した者は、当協会に対し所定の誓約書その他申請書類の提出及び認定費用を納入することで、終活診断士の認定申請をおこなうことができる。
- 2 当協会は、前項に基づき認定申請をした者について、第11条で定める欠格事由がない限り、終活診断士資格を認定する。

第4条（資格の登録）

当協会は、終活診断士の認定を受けた者（以下「有資格者」という。）に対し認定証明書および認定証を交付するとともに、有資格者からの申請により、当協会ホームページの終活診断士データベースに登録する。

第5条（資格の有効期限）

- 1 「終活診断士」の資格認定証明書の有効期限は認定時から1年間とする。
- 2 有効期限を超過し2ヶ月以内に更新手続きが完了しない場合は、資格は失効し再度の認定は行わないものとする。ただし、やむを得ない事情により更新手続きが完了できなかった場合には、当協会へその理由を提出し審査のうえ資格更新を認める。

第6条（資格の更新手続）

当協会は、有資格者に対し資格の有効期限2ヶ月前までに「資格更新のお知らせ」を登録住所へ送付する。有資格者は、必要手続きを行うことにより資格を更新することができる。なお、更新情報についてはホームページ上で確認することができる。

第7条（資格認定証の再交付）

認定証を破損または紛失した場合は、当協会へ速やかに申し出を行い所定の手続きを行うことで認定証の再発行を行うことができる。また、申請登録時に届け出た内容（氏名・

住所等)に変更が生じた場合は、これと同じく当協会へ速やかに申し出を行わなければならない。

第8条 (費用)

- 1 「終活診断士」資格取得のためにかかる費用は以下のとおりとする。
 - (1) 受講費用：イーラーニング受講料・テスト費用 ￥10,000- (税別)
 - (2) 認定費用：終活診断士講習費用・認定証等 ￥25,000- (税別)
 - (3) 資格更新時の更新手数料 ￥15,000- (税別)
- 2 当協会は、終活診断士の承諾なくして、上記費用を変更することができる。その場合、当協会は、速やかに終活診断士にその旨通知する。

第9条 (終活診断士の責務)

- 1 終活に関する最新の情報を集め、研鑽しなければならない。
- 2 終活診断を行うにあたっては、自身の利益だけにとらわれることなく、相談者・お客様の利益を優先しなければならない。
- 3 相談者・お客様と利益相反が生じる場合、業務を提供してはならない。また、利益相反事項に該当しなくとも、自己との中立性を損なう可能性がある業務について、業務を提供してはならない。
- 4 「終活診断士」としての活動(相談・アドバイス等)により知り得た個人情報は、別途誓約書に定める個人情報保護の法令を遵守し、情報の流出、漏洩、紛失等の事故がないよう厳守しなければならない。
- 5 資格の名義を第三者へ利用させてはならない

第10条 (活動報告義務)

当協会に対し、特定の終活診断士の活動について、顧客からの苦情、行政庁またはそれに準じる団体からの申入れ等があった場合、当協会は、当該終活診断士の活動内容を調査し、報告を求めることができる。終活診断士は、当協会からの調査に協力し、求められた事項を報告しなければならない。

第11条 (欠格事由)

以下に定める者は、終活診断士になることができない。

- (1) 成年被後見人
- (2) 反社会的勢力もしくはこれらと継続的な取引を行っている者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから三年を経過しない者
- (4) 第13条に基づき資格を剥奪された者

第12条（資格の喪失）

終活診断士が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失します。

- （1）資格喪失届を提出したとき
- （2）死亡、または失踪宣言を受けたとき
- （3）更新手続を怠り、または更新料の納入をおこなったとき
- （4）資格を剥奪されたとき

第13条（資格の剥奪）

当協会は、以下の事由に該当した終活診断士に対し、何ら事前の告知をすることなく、認定資格を剥奪することができる。

- （1）本規約に違反した場合
- （2）第11条で定める欠格事由に該当することが明らかになった者
- （3）相談者またはお客様の個人情報情報を漏洩・譲渡・目的以外の使用した場合（故意か否かは問わない。）
- （4）当協会が認定した資格の適用範囲外の活動および行動をした場合（弁護士法・司法書士倫理規定・税理士法・行政書士法・保険業法・金融取引法・医師法に違反する行動、言動、業務を行った場合）
- （5）当協会の名誉、社会的な地位を毀損失墜させた場合
- （6）第10条で定める調査協力、報告の義務を怠り、または虚偽の報告をした場合
- （7）当協会の名称を許可無く使用した場合
- （8）学習講座の内容およびテキスト、当協会からの提供物（営業支援）の転売、無断公開等当協会が有する著作権を侵害した場合
- （9）当協会の定める認定カリキュラムと類似した学習教材の制作および養成講座を開催した場合
- （10）禁錮以上の刑に処せられた場合
- （11）その他、資格剥奪をせざるを得ない行為を行った場合

第14条（名称の使用）

1 終活診断士

有資格者は、「終活診断士」の名称を使用できる。

2 一般社団法人日本クオリティオブライフ協会の名称およびロゴマーク・ロゴタイプ

- （1）資格保有者が、一般社団法人日本クオリティオブライフ協会から提供される提供物以外に営業目的で物品を用意する場合、当協会の名称およびロゴマーク・ロゴタイプの使用においては事前に必ず「名称使用許可申請書」を当協会へ提出し、名称使用許可をとらなくてはならない。同じく、販売促進物の制作、使用においても事前に名称

使用許可をとる必要がある。

- (2) 前号でいう販売促進物とは、印刷物（書籍類、小冊子、カタログ、パンフレット、チラシ等）、Web サイト（ホームページ、ブログ、動画サイト、ソーシャルネットワークサービス全般等）、視聴覚資料（CD、DVD、ビデオテープ、各種音源および映像データ等）、ソフトウェア（アプリケーション、各種コンテンツ等）等をいう。
- 3 終活診断士の資格を喪失したときは、終活診断士及び一般社団法人日本クオリティオブライフ協会の名称並びにロゴマーク・ロゴタイプの名称（以下「本件名称」という。）を直ちに中止し、本件名称を使用した名刺、文書、配布物の廃棄、ホームページ等の変更等第三者をして終活診断士であるとの誤認を避ける措置をとらなければならない

第15条（免責事項）

当協会は資格認定後、終活診断士が行う相談、カウンセリング、アドバイス、サポート業務について、そこで発生した事故、損害に対し一切関与しないものとする。これにより当協会が責任および損害に伴う賠償を負うことはない。

第16条（損害賠償請求）

終活診断士が、当協会の名誉および信頼・信用・社会的地位を著しく毀損し失墜させた場合、その者に対し損害賠償請求をすることがある。

第17条（その他）

ここに定めのない事項については、全て一般社団法人日本クオリティオブライフ協会理事会によって決定するものとする。

誓約書

一般社団法人日本クオリティオブライフ協会 理事長 殿

私、
は、終活診断士として別紙 終活診断士規約に則り活動し、
また、規約を厳守することを、ここに誓約いたします。

平成 年 月 日

住 所：

氏 名：

印